

改正後

改正前

別表2

収用証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
-----	-----	-------	------	-----

別表2

収用証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
-----	-----	-------	------	-----

<ul style="list-style-type: none"> ②⑥ (イ) 地方公共団体の設置に係る小学校、中学校、高等学校、<u>特別支援学校</u>及び幼稚園 (ロ) 国の設置に係る<u>特別支援学校</u> (ハ) (ニ) <u>社会福祉法人の設置に係る幼保連携施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項の認定を受けた同項に規定する幼保連携施設をいう。）</u>を構 				※
--	--	--	--	-------------

<ul style="list-style-type: none"> ②⑥ (イ) 地方公共団体の設置に係る小学校、中学校、高等学校、<u>盲学校、聾学校、養護学校</u>及び幼稚園 (ロ) 国の設置に係る<u>養護学校</u> (ハ) 				※
--	--	--	--	-------------

<p>成する幼稚園（当該社会福祉法人の設置する保育所（児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。）の用に供される建物及びその付属設備と一体的に設置されるものに限る。）</p> <p>(ホ)</p>									
<p>㉓</p> <p>(イ)</p> <p>(ロ) 地方公共団体の設置に係る児童福祉法第39条第1項に規定する保育所</p> <p>(ハ) 社会福祉法人の設置に係る児童福祉法第39条第1項に規定する保育所で乳児又は幼児を通じて20人以上を入所させるもの</p> <p>(ニ) 学校法人の設置に係る幼保連携</p>	※					
<p>(ニ)</p>									
<p>㉓</p> <p>(イ)</p> <p>(ロ) 地方公共団体の設置に係る児童福祉法第39条に規定する保育所</p> <p>(ハ) 社会福祉法人の設置に係る児童福祉法第39条に規定する保育所で乳児又は幼児を通じて20人以上を入所させるもの</p>	※					

改 正 後

改 正 前

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
	<u>施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項の認定を受けた同項に規定する幼保連携施設をいう。）を構成する児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のうち乳児又は幼児を通じて20人以上を入所させる当該保育所</u>			

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考